

出産育児一時金等に関する改正について

平成 21 年 10 月 1 日に出産育児一時金等に関する改正が行われます。

出産育児一時金等の支給額が変わります

まず、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの出産について、出産育児一時金等の支給額が 4 万円引き上げられます。

したがって、産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合は 420,000 円（死産を含み、在胎週数第 22 週以降のものに限る）、それ以外の場合は 390,000 円が支給されることになります。

尚、ひかり健康保険組合の付加金については改正後も現行通り 50,000 円支給します。

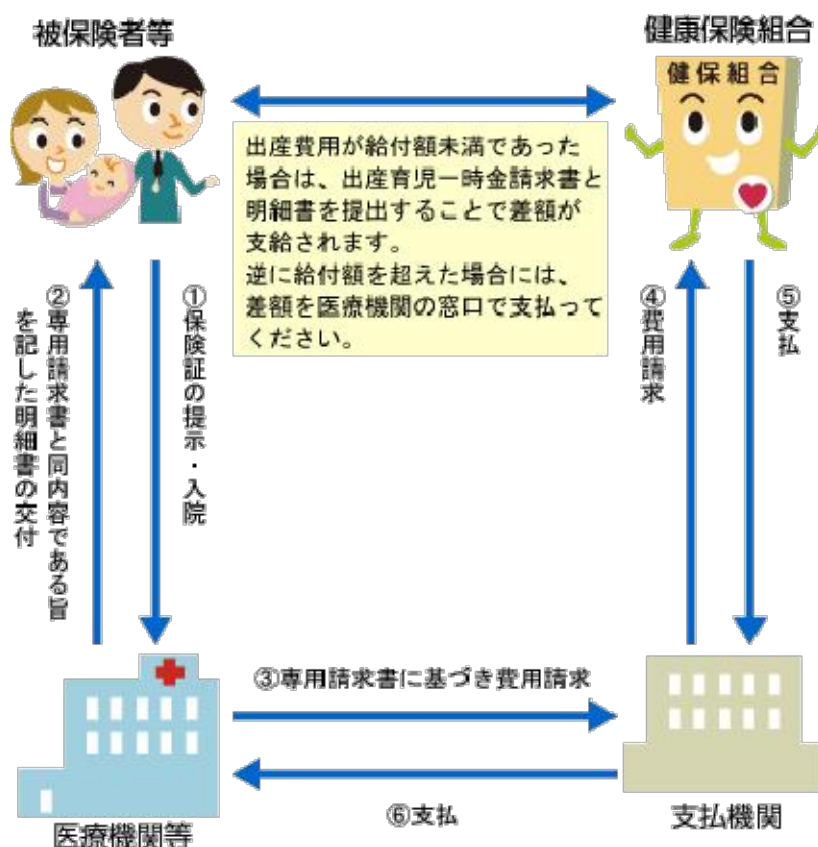
■ 出産育児一時金等の支給額の比較

	改正前 (平成 21 年 9 月 30 日までの出産)	改正後 (平成 21 年 10 月 1 日以後の出産)
産科医療補償制度 に加入している分娩機 関	380,000 円+付加金 50,000 円＝ <u>430,000 円</u>	<u>420,000 円</u> +付加金 50,000 円＝ <u>470,000 円</u>
産科医療補償制度 に未加入の分娩機関	350,000 円+付加金 50,000 円＝ <u>400,000 円</u>	<u>390,000 円</u> +付加金 50,000 円＝ <u>440,000 円</u>

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度が始まります

出産する医療機関で退院するまでの間に手続きを行うことにより、健保組合が出産育児一時金等を直接医療機関等へ支払うことができるようになります。これにより被保険者等は、出産育児一時金等の額を超えた分のみを医療機関等へ支払えばよいことになります。なお、出産費用が出産育児一時金等の額を下回る場合、差額分は被保険者に支払われます。

※差額が発生しない場合でも付加金 50,000 円は支給致しますので、出産後は必ず出産育児一時金（付加金）請求書を申請してください。



■手続きの流れ

- ①退院までに直接支払制度を活用することを書面により医療機関等と合意してください。
- ②出産費用が出産育児一時金等の支給額を超えた場合に超えた分は自己負担金として医療機関等に支払ってください。
- ③出産育児一時金(付加金)請求書を各社社会保険担当窓口課に申請してください。
- ④出産費差額(出産費が法定給付額を下回った場合のみ)プラス付加金を被保険者に支給します。